

# ○上勝町個人情報保護条例

平成 15 年 3 月 27 日

条例第 4 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)
- 第 2 章 個人情報の適正な取扱いの確保(第 6 条～第 11 条)
- 第 3 章 個人情報の開示請求等
  - 第 1 節 開示, 訂正及び削除の請求(第 12 条～第 30 条)
  - 第 2 節 是正の申出(第 31 条・第 32 条)
  - 第 3 節 他の制度との調整等(第 33 条・第 34 条)
- 第 4 章 雑則(第 35 条～第 38 条)

## 附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、町の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び町民に信頼される公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 農業委員会, 固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名, 生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 上勝町情報公開条例(平成 15 年条例第 3 号)第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。

#### (実施機関等の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (事業者の責務)

第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人

情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報を収集する目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を町長に届出なければならない。

3 第1項及び第2項の規定は、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売及び配布することを目的として発行されるものに記録されている個人情報については適用しない。

4 町長は、第1項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供さなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにして本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 次条ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、上勝町個人情報保護審査会の意見を聴いて、本人から収集することにより個人情報取扱事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は個人情報取扱事務の円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することについて相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は上勝町個人情報保護審査会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信教及び信条に関する個人情報

(2) 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報  
(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報の収集の目的以外に、個人情報を利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、上勝町個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、個人情報を当該実施機関以外のものに提供するときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(オンライン結合の制限)

第9条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害する恐れがないと認めるときを除き、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による個人情報の提供をしてはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、上勝町個人情報保護審査会の意見

を聴かなければならない。提供している内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務を受託したものは、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第3章 個人情報の開示請求等

#### 第1節 開示、訂正及び削除の請求

(自己情報の開示請求権)

第12条 何人も、当該実施機関の保有する自己の個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続き)

第13条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求する者の氏名及び住所
- (2) 開示請求する者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所
- (3) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(自己情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者(当該開示請求者が代理人の場合は、本人をいう。)以外の者の個人情報を含む情報であって、開示をすることにより、当該開示請求者以外の者の正当な利益を害するおそれがあるもの
- (3) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等(以下「個人の評価等」という。)に関する情報であって、開示をすることにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの
- (4) 実施機関の内部若しくは相互間又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 実施機関又は国等が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるもの
  - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を生ずるおそれ
  - オ 実施機関又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、上勝町個人情報保護審査会の意見を聴いて、開示しないことが適当であると実施機関が認めるもの  
(部分開示)

第 15 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。  
(個人情報の存否に関する情報)

第 16 条 開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。  
(開示請求に対する措置)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき又は開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 第 1 項及び第 2 項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から 15 日以内にしなければならない。ただし、第 13 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から 60 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に関する情報に係る意見書提出の機会の付与)

第 18 条 開示請求に係る個人情報に、実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(開示の実施)

第 19 条 個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあっては、実施機関は、公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 個人情報の開示は、実施機関が第17条第1項の規定による通知により指定する日時及び場所において行う。ただし、郵送により個人情報の写しを交付する場合には、この限りでない。

3 第13条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定により個人情報の開示を受ける者に準用する。

(開示請求の特例)

第20条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、当該個人情報の本人は、第13条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

2 前項の規定により口頭による開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを示さなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により口頭による開示請求があったときは、第17条第3項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、第17条第1項の規定による書面による通知は行わないものとし、当該個人情報の開示は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により行うものとする。

(自己情報の訂正請求権)

第21条 第19条第1項及び第2項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の手続き)

第22条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求する者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求する者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所
- (3) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 訂正を求める内容
- (5) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する措置)

第23条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正しないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 第1項及び第2項の決定は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を訂正請求があった日から60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正の実施)

第24条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報の全部又は一部の訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該決定に係る個人情報の訂正をしなければならない。

(自己情報の削除請求権)

第25条 何人も、自己の個人情報を実施機関が第7条の規定によらないで収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求(以下「削除請求」という。)について準用する。

(削除請求の手続き)

第26条 削除請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 削除請求する者の氏名及び住所
- (2) 削除請求する者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所
- (3) 削除請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 削除を求める内容及び理由
- (5) その他実施機関が定める事項

2 第13条第2項の規定は、削除請求について準用する。

(削除請求に対する措置)

第27条 第23条の規定は、削除請求に対する措置について準用する。

(削除の実施)

第28条 第24条の規定は、削除の実施について準用する。

(不服申立て)

第29条 実施機関は、第17条第1項及び第2項並びに第23条第1項及び第2項(第27条において準用する場合を含む。)の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適法である場合、及び全部又は一部を開示しない旨の決定を取り消す場合を除き、速やかに、上勝町個人情報保護審査会に諮問(議会にあっては意見を聴取)し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(上勝町個人情報保護審査会)



第 30 条 前条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、上勝町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

3 委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

4 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審査会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、関係機関の職員その他の関係人に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

7 審査会は、第 1 項に規定する調査審議を行うほか、個人情報保護に関する制度の運営に関する事項について、実施機関に建議することができる。

8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

## 第 2 節 是正の申出

(是正の申出)

第 31 条 何人も、自己の個人情報を実施機関が第 8 条の規定に違反して取扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正を申し出ることができる。

2 前項の規定による是正の申出(以下「是正の申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 是正の申出をする者の氏名及び住所

(2) 是正の申出をする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所

(3) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

(4) 是正を求める内容及び理由

(5) その他実施機関が定める事項

3 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行った上、当該是正の申出に対する処理を行い、当該是正の申出をした者に対し、その内容(是正の申出に沿った処理を行わない場合は、その理由を含む。)を書面により通知しなければならない。

4 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の規定は、是正の申出について準用する。

(是正の再申出)

第 32 条 前条第 3 項の規定による通知を受けた者は、同項の規定による処理の内容に不服があるときは、実施機関に対し、再度是正の申出をすることができる。

- 2 前項の規定による再度の是正の申出(以下「再申出」という。)があったときは、実施機関は、再申出の趣旨に沿った処理を行う場合を除き、審査会の意見を聴き、その答申を尊重して、当該再申出に対する処理を行い、当該再申出をした者に対し、その内容(是正の再申出に沿った処理を行わない場合は、その理由を含む。)を書面により通知しなければならない。
- 3 第12条第2項、第13条第2項及び前条第2項の規定は、再申出について準用する。

### 第3節 他の制度との調整等

(他の制度との調整等)

第33条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (2) 町立図書館その他の町の施設において、町民の利用に供することを目的として保有されている個人情報

2 実施機関は、法令等(上勝町情報公開条例を除く。)の規定により、開示請求に係る個人情報が開示請求者に対し第19条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。

3 法令等(上勝町情報公開条例を除く。)の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第19条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

4 法令等の規定により個人情報の開示を受けた場合又は法令等若しくは実施機関の定める規定により個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に個人情報の本人に交付されている場合には、これらの個人情報を第19条第1項及び第2項の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第21条第1項の規定を適用する。

5 実施機関は、法令等の規定により、個人情報の訂正又は削除を求めることができることとされている場合は、第1節の規定に基づく訂正又は削除は行わない。

6 第6条及び本章の規定は、町の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務については、適用しない。  
(費用の負担)

第34条 この条例の規定による個人情報の開示、訂正、削除又は是正の申出に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき個人情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

## 第 4 章 雑則

(苦情の処理)

第 35 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(実施状況の公表)

第 36 条 町長は、毎年度 1 回、各実施機関のこの条例に定める個人情報の開示等その他の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(出資等法人への要請)

第 37 条 町長は、町が出資その他財政支出等を行う法人のうち規則で定めるものに対し、この条例に基づく町の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、実施機関は、平成 15 年 9 月 30 日以前に作成し、又は取得した情報について開示の申出があった場合においてはこれに応じるように努めるものとする。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第 6 条第 1 項の規定中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行日以後、遅滞なく」と読み替えて、この規定を適用する。

3 上勝町電子計算組織の運営に関する条例(平成 4 年条例第 11 号)は廃止する。

4 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等については、この条例の相当規定により行った個人情報の収集等とみなす。

附 則(平成 21 年 9 月 30 日条例第 11 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。